

総 行 安 第 1 号
令和 7 年 1 月 8 日

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
（市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市人事主管局長
（公務災害担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公 印 省 略）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律による
地方公務員災害補償法の一部改正について（通知）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号。以下「改正法」という。）が本日公布され、同法附則第 4 条により地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。以下「地公災法」という。）の一部改正が行われました。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いします。

なお、各都道府県総務部（局）長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対しても、この旨を周知いただくようお願いします。

記

1 改正の内容

改正法により、一日の勤務時間の全部について部分休業を取得することも可能となることを踏まえ、平均給与額の算定に係る控除日を定める地公災法第 2 条第 6 項第 3 号に、部分休業の承認を受けて一日の勤務時間の「全部」について勤務しなかった日を追加する改正を行う。

2 施行期日

公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560（直通）

総 行 安 第 2 号
令和 7 年 1 月 8 日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公 印 省 略)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律による
地方公務員災害補償法の一部改正について（通知）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号。以下「改正法」という。）が本日公布され、同法附則第 4 条により地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。以下「地公災法」という。）の一部改正が行われました。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いします。

記

1 改正の内容

改正法により、一日の勤務時間の全部について部分休業を取得することも可能となることを踏まえ、平均給与額の算定に係る控除日を定める地公災法第 2 条第 6 項第 3 号に、部分休業の承認を受けて一日の勤務時間の「全部」について勤務しなかった日を追加する改正を行う。

2 施行期日

公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560（直通）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 （略） 2ゝ5 （略） 6 第四項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合には、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。 一・二 （略） 三 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日、承認を受けて育児短時間勤務をした日及び部分休業の承認を受けて育児のため一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しなかつた日 四ゝ六 （略）	（定義） 第二条 （略） 2ゝ5 （略） 6 第四項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合には、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。 一 負傷し、又は疾病にかかり、療養のために勤務することができなかつた日 二 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合には、十四週間）前から出産後八週間以内において勤務しなかつた日 三 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日、承認を受けて育児短時間勤務をした日及び部分休業の承認を受けて育児のため一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日 四 介護のために承認を受けて勤務しなかつた日及び一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日 五 地方公共団体（職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該地方独立行政法人）の責めに

7
～
14

(略)

六 職 員 団 体 の 業 務 に 専 ら 従 事 す る た め の 許 可 を 受 け て 勤 務 し な か っ た
日
帰すべき事由によつて勤務することができなかった日
7
～
14

(略)

第四章中第十七条の次に次の二条を加える。

第十八条 (公共情報システムの整備等におけるクラウド・コンピューティング・サービスの共同利用)

内閣総理大臣は、クラウド・コンピューティング・サービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。以下この項及び次項において同じ。）を適切かつ効果的に活用することにより公共情報システム（国又は地方公共団体の事務の実施に関連する情報システムをいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）の効果的かつ効率的な整備及び運用を推進するため、公共情報システムの整備又は運用において国と国以外の当該整備又は運用を行う者（次項及び次条第一項において「公共情報システム整備運用者」という。）と共同してクラウド・コンピューティング・サービスを利用することができるようにするために当該共同利用の条件に関する契約の締結その他の必要な措置を講じなければならない。

2 国の行政機関等は、公共情報システムの整備を行うおとるときは、当該公共情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用その他の観点から、前項の規定に基づき講ずる措置を通じて国と公共情報システム整備運用者が共同して利用することができるものとされたクラウド・コンピューティング・サービス（以下この条及び次条第一項において「共同利用クラウド・コンピューティング・サービス」という。）を利用することについて検討を行い、その結果に基づいて当該公共情報システムの整備を行わなければならない。

3 国の行政機関等以外の行政機関等は、公共情報システムの整備を行うおとるときは、国の行政機関等が前項の規定に基づいて行う検討及び公共情報システムの整備に準じて、共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に関する検討及びその結果に基づく当該公共情報システムの整備に係る取組を行うよう努めなければならない。

4 内閣総理大臣は、国の行政機関等以外の行政機関等が行う前項の取組を支援するため、共同利用クラウド・コンピューティング・サービスに関する情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に関する金銭の保管)

第十九条 内閣総理大臣は、公共情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用を図るために、共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの共同利用の条件に関する内閣総理大臣と当該共同利用クラウド・コンピューティング・サービスを提供する事業者との契約において、公共情報システム整備運用者が当該事業者を支払うべき当該共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に係る料金について内閣総理大臣が当該公共情報システム整備運用者から納付を受けた上で内閣総理大臣から当該事業者を引き渡す旨を定めたときは、当該納付を受けた料金その他の公共情報システム整備運用者の当該共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に関する金銭を保管することができる。

2 前項の規定による金銭の保管に関し必要な手続については、デジタル庁令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項のデジタル庁令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律目次の改正規定中「第十七条」を「第十九条」に、「第十八条―第二十一条」を「第二十条―第二十三条」に、「第二十二―第二十四条」に、「第二十三―第二十六条」を「第二十五条―第二十八条」に改め、同法第五条第三項の改正規定の次に次のように加える。

第六条第一項中「第十八条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第二条のうち、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二十一条を同法第二十六条とし、同法第二十条を同法第二十五条とし、同法第十九条を同法第二十四条とし、同法第十八条の前の見出しを削り、同条を同法第二十三条とする改正規定中「第二十一条を第二十六条」を「第二十三条を第二十八条」に、「第二十条を第二十五条」を「第二十二条を第二十七条」に、「第十九条を第二十四条」を「第二十一条を第二十六条」に、「第十八条」を「第二十条」に、「第二十三条」を「第二十五条」に改め、同法第四章中第十七条を第二十二条とし、第十六条を第二十一条とする改正規定中「第十七条を第二十二条」を「第十九条を第二十四条」に、「を第二十一条とし」を「から第十八条までを五条ずつ繰り下げ」に改める。

附則第十三条のうちデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に一号を加える改正規定中「第二十三号を第二十四号」を「第二十四号を第二十五号」に、「第二十号から第二十二号」を「第二十一号から第二十三号」に、「第十九号」を「同項第二十号中「第十八条第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同条を同項第二十一号とし、同項第十九号」に改める。

附則第十四条のうち復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）附則第三条第一項の表情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の項の改正規定中「第二十号」を「第二十二号」に、「第二十五条」を「第二十七条」に改める。

(デジタル庁設置法の一部改正)

第三条 デジタル庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十八条第二項に規定する共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの共同利用に関すること。

(復興庁設置法の一部改正)

第四条 復興庁設置法の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の項中「第二十号」を「第二十二号」に改める。

内閣総理大臣 石破 茂

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年一月八日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第五号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「教育委員会」の下に「。次項において同じ。」を加え「条例の」を「条例で」に改め、「（非常勤職員（地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）にあつては、三歳）を削り、」部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）を「全部又は一部」に改め、同条中第三項を第六項とし、同条第二項中「条例の」を「条例で」に改め、同条を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、条例で定める一年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき国家公務員育児休業法第二十六条第二項第二号の規定により人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間を超えない範囲内

- 3 前項の規定による申出をした職員は、条例で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。
- 4 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第一項の規定による部分休業の請求をすることができる。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 次条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（経過措置）

第二条 職員は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第十九条第一項から第四項までの規定の例により、同条第二項各号のいずれの範囲内で部分休業（同

条第一項に規定する部分休業をいう。以下この条において同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（新法第十九条第三項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における部分休業の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第二項の規定による申出及び同条第三項の規定による変更並びに同条第一項の規定による請求とみなす。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第四条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項第三号中「一部」を「全部又は一部」に改める。

総務大臣 村上誠一郎
内閣総理大臣 石破 茂

告

示

○文部科学省告示第一号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年一月八日

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 中根 順子

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
フランクフルトキッチンの注ぎ口付き容器	令和六年十二月十日	令和六年十二月二十五日から令和八年二月十五日	国立新美術館 館長 逢坂 恵理子 東京都港区六本木七―二―二 兵庫県立美術館 館長 林 洋子 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通一―一―一 株式会社中日新聞社東京本社 事業局長 清水 孝幸 東京都千代田区内幸町二―一―四	国立新美術館 東京都港区六本木七―二―二 令和七年三月十九日から令和七年六月三十日 兵庫県立美術館 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通一―一―一 令和七年九月二十日から令和八年一月四日
トウーゲントハット邸、ブルノ、チェコ共和国	同右	同右	同右	同右
コートハウスプロジェクト *	同右	同右	同右	同右
フッペ邸プロジェクト、マグデブルク	同右	同右	同右	同右
コートハウスプロジェクト **	同右	同右	同右	同右
コートハウスプロジェクト ***	同右	同右	同右	同右